

原議保存期間	5年（令和12年3月31日まで）
有効期間	一種（令和12年3月31日まで）

各管区警察局長広域調整（総務監察・広域調整）部長  
警視庁生活安全部長  
警視庁地域部長 殿  
各道府県警察本部長  
各方面本部長

警察庁丁生企発第474号  
令和6年8月30日  
警察庁生活安全局生活安全企画課長

被災者支援部隊及び特別自動車警ら部隊の運用上配慮すべき事項について（通達）

被災者支援部隊及び特別自動車警ら部隊の編成及び運用については、「警察災害派遣隊の編成、運用等について（通達）」（令和6年8月29日付け警察庁丙備三発第26号ほか。以下「局長通達」という。）により通達されているが、その運用に当たり配慮すべき事項は、局長通達に定めるもののほか、下記のとおりであるので、遺漏のないようにされたい。

本通達は、人身安全・少年課及び長官官房企画課と協議済みである。

#### 記

### 1 被災者支援部隊

#### (1) 任務

避難所等の訪問を通じた相談対応及び防犯指導により被災者の安心感の醸成を図り支援するほか、行方不明者等の情報収集・整理を任務とする。

#### (2) 隊員の指定

局長通達第3の1（3）により指定するものとする。

指定に当たっては、各種犯罪被害に関する相談等の被災者の多様なニーズに対応できるよう、男性及び女性の双方を指定すること。

都道府県警察は、指定した隊員に対して、活動上の留意事項等に関する教養を平素から実施すること。

#### (3) 部隊編成

警察庁から派遣元警察に対し、派遣元警察を管轄する管区警察局を通じて（警視庁及び北海道警察にあっては警察庁から直接）、派遣期間、隊員の人数及び車両台数を示すことから、都道府県警察の長は、局長通達第3の2（3）により被災者支援部隊を編成すること。

部隊の編成に当たって階級の指定はないが、部隊の責任者を定め、被災地警察との調整に齟齬を生じないように編成し、部隊を派遣した場合に派遣元警察における警察諸活動に支障が生じないように特段の配慮をすること。

また、派遣元警察は、派遣する隊員について、別紙1により派遣元警察を管轄する管区警察局（警視庁及び北海道警察にあっては警察庁）を通じて、被災地警察に報告すること。

被災地警察は、

- ・ 部隊受け入れ要領
- ・ 服装、装備品
- ・ 宿泊先
- ・ 活動地域
- ・ 活動内容

等の部隊運用計画を定めて、管轄する管区警察局（警視庁及び北海道警察にあっては警察庁）を通じて、派遣元警察に通知すること。

#### (4) 活動等

##### ア 相談対応及び防犯指導

避難所等を訪問し、相談対応及び防犯指導を行う。

活動に当たっては、被災者の心情やプライバシーに配慮しつつ、広報資料等を活用して相談・防犯指導を行い、被災者の安心感の醸成に努めること。

部隊の活動結果については、

- ・ 避難所名
- ・ 訪問時間
- ・ 相談・要望
- ・ 部隊に対する反応

等について被災地警察へ報告すること。

報告を受けた被災地警察は、被災者から寄せられた相談等について、生活安全部門又は総・警務部門において一元的に集約した上、相談内容等に応じて関係部門に引き継ぐなどし、組織的な対応を徹底すること。

また、警察以外の機関において対処すべき相談等についても警察本部において集約の上、地方自治体等の関係機関に引き継ぐこと。

##### イ 行方不明者等相談情報の収集・整理

被災地警察の災害警備本部等において、被災地警察に寄せられる行方不明者等に係る相談情報を収集・整理すること。

##### ウ その他の留意事項

###### (ア) 服装

上記アの業務に従事する職員にあっては、制服勤務を基本とする。

###### (イ) 装備品

上記アの業務に従事する職員にあっては、警察手帳、帯革、警棒、手錠及び警笛の携行を必須とし、その他被災地の情勢に応じて携行すること。

#### (5) 関係機関との連携

被災者からの相談等への対応を円滑・的確に行うため、特に自治体等の関係機関とは平素から連携を密にし、連絡窓口を設定するなど、情報共有の手段・方法等を確認すること。

## 2 特別自動車警ら部隊

### (1) 任務

被災地域における警戒・警ら活動等を任務とする。

(2) 指揮官及び隊員の指定

局長通達第3の1(4)により指定するものとする。

指定に当たっては、被災により交通環境の悪化した中で昼夜を通じて警ら用無線自動車等による警戒・警ら活動等を行うことを念頭に置くこと。

なお、指揮官には活動現場における被災地警察や都道府県警察間の調整等を行う場合があることから警部以上の階級にある警察官、隊員には警部補以下の階級にある警察官をそれぞれ指定するものとする。

また、被災状況によっては特別派遣が大規模かつ長期間に及ぶこともあることを考慮し、あらかじめ相当数の指定候補者を検討しておくこと。

(3) 部隊編成

警察庁から派遣元警察に対し、派遣元警察を管轄する管区警察局を通じて（警視庁及び北海道警察にあっては警察庁から直接）、派遣期間、指揮官帯同の要否、隊員の人数及び車両台数を示すことから、都道府県警察の長は、局長通達第3の2(4)により特別自動車警ら部隊を編成すること。

派遣元警察は、派遣する隊員について、別紙2により派遣元警察を管轄する管区警察局（警視庁及び北海道警察にあっては警察庁）を通じて、被災地警察に報告すること。

被災地警察は、

- ・ 部隊受け入れ要領
- ・ 服装、装備品
- ・ 宿泊先
- ・ 警ら用無線自動車駐車場所
- ・ 拳銃保管場所
- ・ 活動地域
- ・ 活動内容

等の部隊運用計画を定めて、管轄する管区警察局（警視庁及び北海道警察にあっては警察庁）を通じて、派遣元警察に通知すること。

(4) 活動等

ア 特別自動車警ら部隊の活動

活動に当たっては、災害に便乗した犯罪の抑止に向け、避難により無人となっている地域・家屋や避難所の設置場所を踏まえた活動を実施すること。

部隊の活動結果については、

- ・ 活動場所
- ・ 活動時間
- ・ 主な活動状況

等について被災地警察へ報告すること。

イ 被災地警察の措置

報告を受けた被災地警察は、地域部門において一元的に集約した上、

必要に応じて関係部門に引き継ぐなどし、組織的な対応を徹底すること。

#### ウ その他留意事項

##### (ア) 車両

警ら用無線自動車（ミニパトを含む。）とする。

なお、派遣に帯同する輸送車両はこれに限らない。

##### (イ) 服装及び装備品

地域警察活動時の服装とする。

被災地警察が指定する装備品の他、被災地の情勢に応じた物品を携行すること。

### 3 共通の留意事項

#### (1) 各種事故防止

入県、離県等、部隊移動の際における交通事故防止に努めること。

被災地の交通環境に応じ、スペアタイヤやスタッドレスタイヤ等必要な資機材も積載すること。

#### (2) 健康管理対策

避難所における集団生活により感染症の拡大リスクが高まるため、マスクの着用等の感染症対策を講じるほか、避難所の感染状況を把握して訪問の適否を判断すること。

#### (3) 派遣期間

派遣期間はおおむね10日間をめどとする。

なお、被災地警察が遠隔地で移動に時間を要する場合や被災地の情勢等、被災地警察及び派遣元警察の事情により異なる期間となる場合がある。



特別自動車警ら部隊派遣名簿

本部担当者	
氏名	
警電	
P-WANアドレス	

派遣期間： 月 日から 月 日

○ 人員

	担当	係名	階級	ふりがな 氏名	性別	年齢	携帯番号	使用車両
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

○ 車両

	用途	車両番号	車名	乗員数	油種	無線呼称	PⅢ① 電話番号 警電番号 移動局名	PⅢ② 電話番号 警電番号 移動局名	WT①	WT②
①										
②										
③										
④										
⑤										
⑥										
⑦										
⑧										
⑨										
⑩										
⑪										
⑫										
⑬										
⑭										
⑮										

※係名欄は、入県日翌日に勤務する係を1係とし、翌日以降を2係、3係など当務毎に割り付けること。